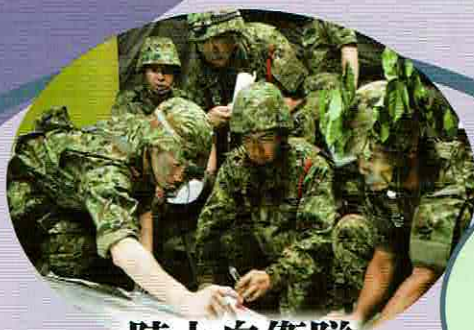


安全・安心の即戦力

退職自衛官採用のすすめ

優れた危機管理能力と高い指導力

経験



陸上自衛隊

知識



地域防災

技能



航空自衛隊

海上自衛隊

防衛省・自衛隊

■退職自衛官採用のメリット

長年の勤務で培われたスキル

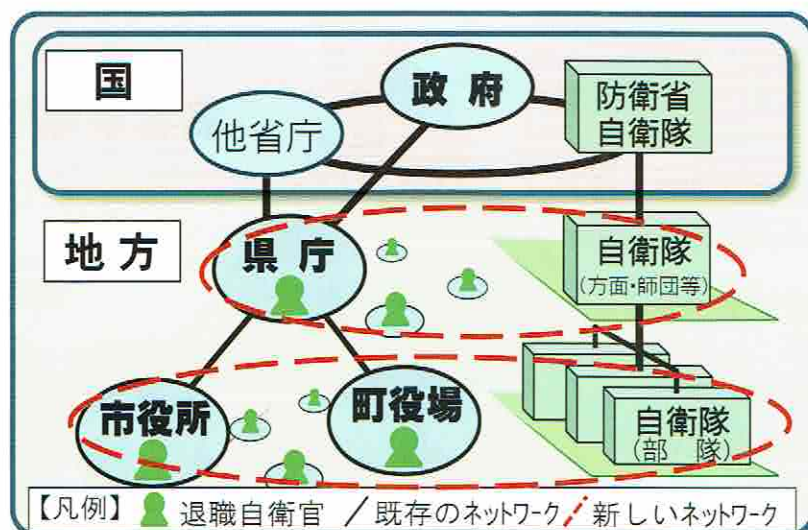
- ・ 地方公共団体等の危機管理能力向上
- ・ 即戦力のスタッフとして各首長を直接サポート
- ・ 長期の勤務により、長く地域に貢献



■地方公共団体と自衛隊の連携業務

地方公共団体と自衛隊との人的ネットワーク

- ・ 災害派遣、各種行事及び各種業務の調整等において関係を構築
- ・ 多くの地方公共団体で退職自衛官採用の実績
- ・ 自衛隊と地方公共団体等との意見交換会を定期的に行う



退職自衛官を有効活用したネットワークの構築（イメージ）

■退職自衛官が地域防災の主役となる。

南海トラフ地震や首都直下地震をはじめ、全国各地で大規模災害が予測されるほか、2019年は、九州豪雨、台風15号及び19号等、自然災害が頻発するとともに予測を超える事態も発生しており、平素から災害発生時の対応能力を向上させるために、防災・危機管理の専門家が求められています。

しかし、専門の防災職員の育成には長時間を要します。

退職自衛官は、長年の勤務で培った防災・危機管理に関する知識・経験を有しており、地方公共団体等の即戦力として必ずお役に立ちます。

■防災・危機管理監等の役割

事態発生時の対応、平素の基盤確立

- ・ 危機発生時は災害対策本部の運営、自衛隊等関係機関と連携
- ・ 平素は計画の整備、防災、国民保護訓練の企画実施



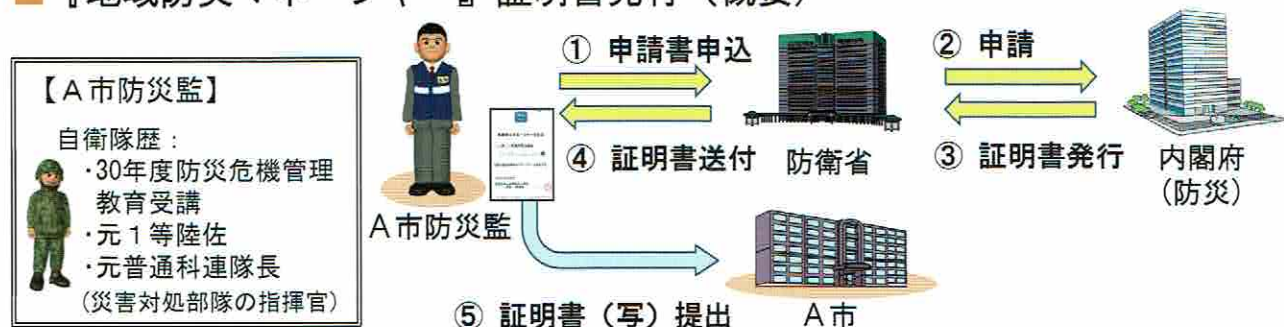
■「地域防災マネージャー」制度

防災の専門性を有する人材の能力を証明

- ・ 防災監等に必要な知識・経験等を有するものを内閣府が証明
- ・ 証明書の保有者を採用した地方公共団体は、特別交付税の対象

注 特別交付税は、一地方公共団体に一人までとし、措置率0.5（措置上限額340万円）

■『地域防災マネージャー』証明書発行（概要）



■地域防災マネージャーの証明要件

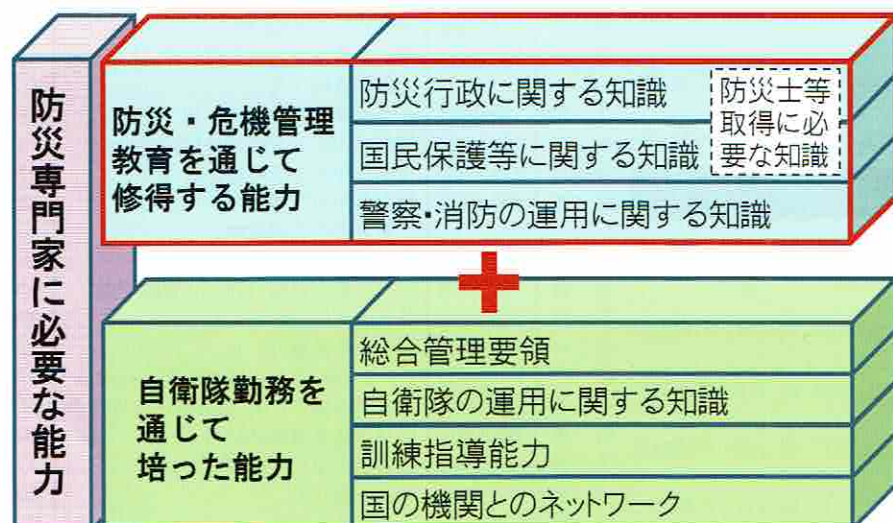
内閣府政策統括官（防災）が定める証明要件

- 1 防災に関する必要な研修等（①～③のいずれか）を受講した者
 - ① 内閣府の実施する「防災スペシャリスト養成研修（基礎以外の全コース）」
 - ② 防衛省の実施する「防災・危機管理教育」
 - ③ その他、これらの研修等と同様の効果を得られるものと内閣府が認める研修
- 2 防災行政に係る一定程度の実務経験を有する者（①及び②を満たす者）
 - ① 本省課長補佐級（自衛隊にあっては、3佐の職位）以上の職位を経験した者であること
 - ② 国又は地方公共団体において、防災行政の実務経験5年以上を担った経験があること又は災害派遣の任務を有する部隊又は機関において2年以上の勤務経験を有すること

■ 防災・危機管理教育

教育による防災・危機管理に関する専門性の向上

- ・ 地方公共団体での勤務を前提とした教育による専門性の向上
- ・ 約1ヵ月を用いた、しっかりとした教育
- ・ 東日本大震災等の教訓事項、防災行政に関する事項を包含
- ・ 「地域防災マネージャー」資格取得の要件の一つ

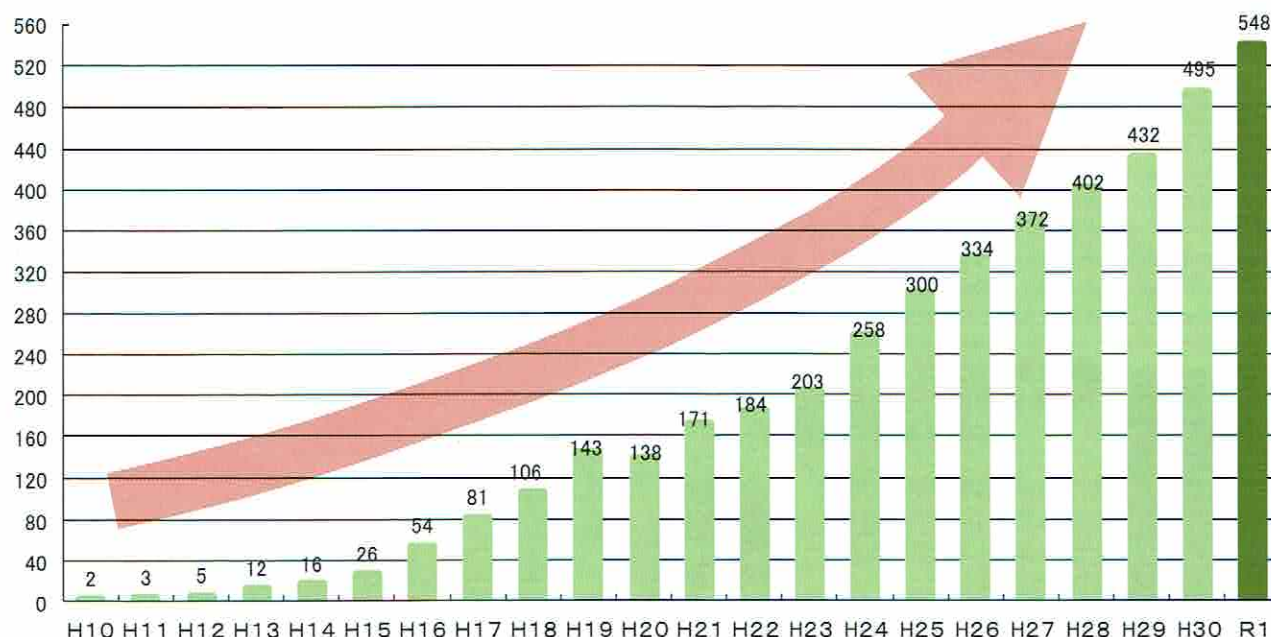


注 防災・危機管理教育参加者全員が、NPO法人日本防災士機構が認定する「防災士」又は危機管理支援協会が認定する「総合危機管理士」の資格を取得しています。

■ 退職自衛官の在職状況 (2019.12.31現在)

全国の地方公共団体の防災関係部局に548名が在職

- ・ 全国での配置を目指し、市区町村における在職者も逐次拡大



※各年度末の在職者数で整理

■防災・危機管理監等採用自治体からの声

静岡県 御殿場市



**御殿場市長
若林 洋平 氏**

御殿場市は、人口約8万9千人、首都圏から西南へ約80km、霊峰富士と箱根山系の間に位置する風光明媚な自然に恵まれた高原都市、そして年間1,400万人を超える観光客が訪れる観光都市です。

将来都市像「緑きらきら、人いきいき、交流都市御殿場」の実現に向け各種施策を推進する中、重要施策の一つとして「危機管理体制の強化」を掲げ、相模・南海トラフを震源とする大規模地震や風水・雪害、富士山噴火災害などの自然災害、あるいは東京2020オリンピック自転車競技ロードレース開催を見据えたテロ対策を含む国民保護などの危機事案に的確に対応する危機管理体制の構築に力を注いでいます。市内には、滝ヶ原・板妻・駒門の3駐屯地、近傍には富士学校が所在し、防災訓練などを通じて連携を図るとともに、市では現在、10名近い退職自衛官が危機管理をはじめとする様々な

分野で活躍しています。

特に、危機管理監、防災調整官の二人の危機管理職員には、自衛隊で培った防災・危機管理に関する専門的・総合的な知識と経験を活かし、地域防災計画の策定、災害対策本部運営・地域防災訓練などの図上・実動訓練による災害対応力の強化、出前講座を通じた市民の防災意識の向上に尽力いただいています。

職務に対する使命感と責任感、優れた企画力と実行力を有する退職自衛官の活用により、行政が中心となり関係機関などと連携して「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。



**御殿場市役所 危機管理監
杉本 嘉章氏**

(元西部方面混成団長兼ねて相浦駐屯地司令)

「危機管理監としていかに貢献するか」危機管理監としての地位・役割を明らかに御殿場市の地形・気象、災害史等の危機管理上の特性を分析して、具体的に達成すべき目標 ①迅速に意思決定・初動対応できる災害対策本部の構築、②誰が、いつ、何処で、どの様に対応するかを定めた具体的な計画の策定、③地域防災ネットワークの確立などを達成し、強靱な街づくりに貢献します。

■ Q&A

なぜ、自衛官OBを地方公共団体で採用するのですか？

- ・退職自衛官は、勤務で培った防災・危機管理に関する知識や経験を有しており、地方公共団体等の即戦力として活躍できます。
具体的には、
- ・防災訓練時や発災時に自衛隊との連携強化を図ることができます。
- ・危機管理における首長の判断を的確に補佐することができます。
- ・専門的な知識・経験をもって防災計画の作成、防災訓練の計画及び実施ができます。

地域防災マネージャー制度とは何ですか？

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「防災基本計画」において、地方公共団体等において専門的知見を有する防災担当職員の確保について検討することとされていること等を踏まえ、近年全国各地で頻発する豪雨災害、土砂災害や発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震に対応するため、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を「防災監」や「危機管理監」等として採用・配置するに当たり、これに必要となる知識・経験等を有する者を「地域防災マネージャー」として証明する制度です。
- ・総務省において、「地域防災マネージャー」証明書の交付を受けた外部人材を地方公共団体における防災に関する役職に採用及び配置する経費について、平成27年度から特別交付税措置※が実施されています。

※ 一地方公共団体に一人まで、措置率0.5（措置上限額340万円）

自衛官の再就職は再就職規制等違反になりませんか？

- ・自衛官は、他の公務員よりも定年が早く、退職後の生活基盤を確保することは「国の責務」と規定されており、違反には当たりません。

自衛官採用についてどこに問い合わせればいいですか？

- ・お近くの自衛隊地方協力本部（援護課）にお問い合わせください。
- ・定年退職自衛官にあっては、中途採用についても調整できます。

退職自衛官に関するお問い合わせ等は、以下のところへお願いします。

(2020年3月現在)

防 衛 省					自衛隊地方協力本部 (援護課)			
〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1 TEL. 03-3268-3111代表					地本名	郵便番号	住 所	電話番号
■人事教育局	人材育成課	援護企画室	内線	20690~20691	札幌	060-0004	札幌市中央区北4条西15丁目1番地	011-631-5473
■陸上幕僚監部	人事教育部	募集・援護課	内線	40314	函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138-53-6241
■海上幕僚監部	人事教育部	援護業務課	内線	51292~51294	旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0169-59-1002
■航空幕僚監部	人事教育部	援護業務課	内線	60326~60327	帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4番地	0155-27-0822
					青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5青森第2合同庁舎	017-776-1594
					岩手	020-0021	盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎2階	019-623-3236
					宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	022-295-2613
					秋田	010-0951	秋田市山王4-3-34	018-823-5405
					山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-622-0712
					福島	960-8162	福島市南町86	024-546-1920
					茨城	310-0011	水戸市三の丸3-11-9	029-231-3315
					栃木	320-0043	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028-634-3385
					群馬	371-0805	前橋市南町3-64-12	027-221-4471
					埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4-11-15 浦和合同庁舎	048-831-6043
					千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1-1-17	043-251-7151
					東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03-3269-3513
					神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045-662-9497
					新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎	025-285-0515
					山梨	400-0031	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-253-1591
					長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026-233-2108
					静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054-261-3151
					富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076-441-3271
					石川	921-8506	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-291-6250
					福井	910-0019	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-23-1910
					岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058-232-3127
					愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052-331-6266
					三重	514-0003	津市桜橋1-91	059-225-0531
					滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5階	077-524-6446
					京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075-803-0820
					大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3階	06-6942-0544
					兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4階	078-261-9779
					奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-7001
					和歌山	640-8287	和歌山市築港1-14-6	073-422-5116
					鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6階	0857-23-2251
					島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階	0852-21-0015
					岡山	700-0907	岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎2階	086-226-0361
					広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6階	082-221-2959
					山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083-922-2325
					徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5階	088-623-2220
					香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-823-9206
					愛媛	790-0003	松山市三番町8-352-1	089-941-8381
					高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8階	088-822-6128
					福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1-12	092-584-1881
					佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952-24-2291
					長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎	095-826-8844
					大分	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎5階	097-536-6271
					熊本	860-0047	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟3階	096-297-2052
					宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2-1-39	0985-53-2643
					鹿児島	890-0068	鹿児島市東都元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	099-253-8920
					沖縄	900-0016	那覇市前島3-24-3-1	098-866-5457

陸 上 自 衛 隊

- 北部方面總監部 援護業務課
〒064-0926 札幌市中央区南26条西10丁目 TEL. 011-511-7116 内線2420
- 東北方面總監部 援護業務課
〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1 TEL. 022-231-1111 内線2268
- 東部方面總監部 援護業務課
〒178-0061 練馬区大泉学園町 TEL. 048-460-1711 内線2582
- 中部方面總監部 援護業務課
〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 TEL. 072-782-0001 内線2331
- 西部方面總監部 援護業務課
〒862-8710 熊本市東区東町1-1-1 TEL. 096-368-5111 内線2321

海 上 自 衛 隊

- 横須賀地方總監部 援護業務課
〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 TEL. 046-822-3500 内線2581
- 呉地方總監部 援護業務課
〒737-0028 呉市幸町4-20 TEL. 0823-22-5511 内線2590
- 佐世保地方總監部 援護業務課
〒857-0056 佐世保市平瀬町18番地 TEL. 0956-23-7111 内線3550
- 舞鶴地方總監部 援護業務課
〒625-8510 舞鶴市宇余部1190 TEL. 0773-62-2250 内線2492
- 大湊地方總監部 援護業務課
〒035-8511 むつ市大湊町4-1 TEL. 0175-24-1111 内線2318

航 空 自 衛 隊

- 北部航空方面隊司令部 援護業務課
〒033-8604 三沢市後久保125-7 TEL. 0176-53-4121 内線3380
- 中部航空方面隊司令部 援護業務課
〒350-1394 狭山市稲荷山2-3 TEL. 04-2953-6131 内線2283
- 第1輸送航空隊司令部 援護業務室
〒485-0025 小牧市春日寺1-1 TEL. 0568-76-2191 内線4061
- 西部航空方面隊司令部 援護業務課
〒816-0804 春日市原町3-1-1 TEL. 092-581-4031 内線2334
- 南西航空混成団司令部 援護業務課
〒901-0144 那覇市宇間301 TEL. 098-857-1191 内線2321

(一財) 自衛隊援護協会

- 本 部 〒162-0808 新宿区天神町6 Mビル5階 TEL. 03-5227-5400
【退職自衛官無料職業紹介所一厚生労働大臣認可一】
- 札幌支部 〒060-0002 札幌市中央区北2条西3-1 TEL. 011-222-4888
- 仙台支部 〒980-0014 仙台市青葉区本町1-3-9 TEL. 022-227-2610
- 東京支部 〒162-0808 新宿区天神町6 Mビル4階 TEL. 03-5227-5527
- 名古屋支部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13 TEL. 052-541-0334
- 大阪支部 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-6 TEL. 06-6946-7638
- 広島支部 〒730-0014 広島市中区上臈町2-43 TEL. 082-223-6900
- 福岡支部 〒812-0027 福岡市博多区下川端町1-3 TEL. 092-271-2462

退職自衛官雇用ガイドDVD

「いま自治体に求められる人材とは
～退職自衛官の有用性～」

地方公共団体の防災・危機
管理分野において退職自
衛官が果たし得る役割を
解説しています。



以下のURL(退職自衛官 雇用ガイド)
からDVD動画を視聴することができます。
<http://www.mod.go.jp/gsdf/retire/>

